浜田市告示第138号

浜田市空家等対策の推進に関する条例（平成28年浜田市条例第49号）第7条第1項の規定により緊急安全措置を講じたので、同条第5項の規定により告示します。

令和8年9月30日

浜田市長　三　浦　大　紀

1　措置を講じた空家の概要

⑴　所在地　　浜田市港町41番地1

⑵　用途　　居宅

⑶　構造階数　　鉄骨造スレート葺2階建

⑷　管理者　　なし

2　措置の日時

令和8年9月18日（金）午前8時から午前9時まで

3　緊急安全措置の実施概要

港町共同住宅外装木材撤去業務措置

4　緊急安全措置の費用

28,600円

5　措置を講じた理由

建物の外装が破損し剥落した一部が、建物を覆うツタに絡まった状態となった。

風雨により、絡まった外装の一部が市道へ落下し、市道を通行する車両等に危害が加わるおそれがあることから、緊急対応を要すると判断し撤去した。

問い合わせ先

浜田市　都市建設部　建築住宅課空き家対策室　空き家対策係

電話 0855-25-6303



付近見取図



撤去前



撤去後



撤去した外装